

一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました

令和6年4月1日から、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

選択制の対象福祉用具の提供にあたって、福祉用具専門相談員または介護支援専門員は、利用者に対して下記3つの対応を行ってください。また、その内容を、特定福祉用具販売計画やモニタリングシートなどに記録してください。

1. 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明すること
2. 利用者の選択にあたって必要な情報を提供すること
3. 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案すること

また、選択制の対象福祉用具の提供後は、福祉用具専門相談員が下記の対応を行ってください。

<貸与後>

- ・利用開始後少なくとも6カ月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討する。

<販売後>

- ・購入後、6カ月以内に一度モニタリングを実施し、目標の達成状況を確認する。その後については個々の状態に応じて対応する。
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供する。

[裏面へ](#)

1. 選択制の対象福祉用具

●スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

●歩行器（歩行車を除く）

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの

●歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

2. 給付申請に必要な書類

申請書類一式

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・領収書（原本）
- ・商品のカタログのコピー
- ・スロープ購入の場合、設置場所がわかる図面
（住宅改修の図面の転用は受付不可）
- ・スロープを複数本購入の場合は見積書を添付し、
申請金額は「見積書の総額」を記入



3. その他

- ① 福祉用具貸与・販売の選択制導入に関するQ & A もご確認ください。
八尾市ホームページにも掲載しています。

「https://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000075/75730/1-2kourei_ikaigo.pdf」

- ② Q & Aが国からも通知されていますのでご確認ください。

ksvol.1225 「<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>」

ksvol.1261 「<https://www.mhlw.go.jp/content/001250801.pdf>」

福祉用具貸与・販売の選択制導入に関するQ＆A

通番	質問	回答
1	歩行器を屋内と屋外で使用する場合、屋内用はレンタルで屋外用は購入といった、同一品目でレンタルと購入を同時にしてよいか。 また計画書またはアセスメント資料などにレンタルと購入のサービスを同時に行う理由を記載しておくことが望ましいか。	可能ですが、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するにあたっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断してください。 (介護保険最新情報 Vol.1261 問 5) また、理由の記載についてはお見込みのとおり記載しておくことが望ましいと考えます。
2	ピックアップ歩行器を購入後に ADL の変化などで歩行車をレンタルすることは可能か。	可能です。 (介護保険最新情報 Vol.1261 問 5)
3	福祉用具を購入をした後に何らかの理由で貸与に切り換えることは可能か。 また計画書やアセスメント資料などに理由をしっかりと書き込むことが大切だと考えるが市の見解はどうか。	可能ですが、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するにあたっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断してください。 (介護保険最新情報 Vol.1261 問 5) また、理由の記載についてはお見込みのとおり記載しておくことが望ましいと考えます。
4	購入した歩行器や杖などが破損した場合、再購入は可能か。 また破損の具合などで明確に再購入の基準を設ける事は難しいと考える。 再購入が必要と判断した際には事前に高齢介護課窓口への相談が必要か。	破損している写真があれば、再購入は可能と考えますが、必ず事前に相談してください。
5	4 点杖や歩行器を介護保険で購入後紛失した場合、再購入可能か。	紛失の場合は再購入不可となります。

6	購入の場合、商品はTAISコードがあるものに限られるのか。(事業所としては安全面等を考慮するとコードがあるもののほうをすすめたいが、コードがないものにおいて価格が安いものがある。) 補足:TAIS情報登録の手引きには『福祉用具情報システム(以下、TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当協会のホームページを通じて、情報発信するシステムです。適切な福祉用具を選定・利用するためには、利用される方の身体状況や使用環境などの情報に加え、使用を検討する用具の「仕様」や「機能」、「性能」などに関する情報が必要です。TAISは、全国に散在する福祉用具に関する情報を収集・分類、体系化し、情報提供することによって、福祉用具の適切な利用に寄与するものです。』、『TAISは、書面での申請に基づいて登録されるものであり、製品の安全性や性能を保証するものではありません。』と記載があることからTAISコードは情報の収集と発信が主たる目的で安全性を確保するものではない。	TAISコードがあるものに限りです。
7	杖のゴム部分がすり減り交換が必要な場合、部品の交換は介護保険の福祉用具購入として再申請するのか、メンテナンスとして利用者の自費負担で購入するのか。	購入した福祉用具の消耗品にあたるため、メンテナンスで対応となります。よって、介護保険では支給しないため、利用者負担となります。
8	スロープを追加購入する場合、図面等の添付書類は必要か。 また住宅改修の段差解消工事の際には段差の全体写真とメジャーをあてた写真が必要だが、そういった資料は必要か。	図面が必要です。 また、全く同じものを複数個購入する場合は、見積書の添付が必要です。(介護保険最新情報 Vol.1225 問98) また、複数個同時申請する場合の見積書は、個々に申請した場合、金額の端数に差が生じてしまうため1枚にまとめて申請を行ってください。 写真は必要ありません。

9	福祉用具購入では「同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具については福祉用具購入費は支給されません」とあるが、スロープの追加購入の場合も同様の対応でよいのか。	スロープに関しては図面で場所を確認しているため、追加支給可能となります。（介護保険最新情報 Vol.1225 問 98）
10	屋外用のミニスロープは選択制販売の対象か。	屋内・屋外の規定はないため可能ですが、屋外の敷地外で利用する際は利用する度に設置・片付けが必要です。
11	1カ月レンタルした後、購入することは可能か。 デモ期間を前提としてのレンタルから販売は不可。 ただし、利用者様が製品を気に入り、レンタル前提で当初進めていたものが購入の意思を示されてしまった場合には高齢介護課で相談に乗って頂くことは可能か。	お試し利用は不可となります。 個別ケースについては、事前に高齢介護課までお問合せください。
12	福祉用具購入時のモニタリングは6カ月以内に1度だけでいいのか、継続してモニタリングが必要なのか。 また、モニタリングシート等を高齢介護課に提出する必要があるのか。	6カ月以内に1度モニタリングを行い評価が必要です。その後については個々の状態に応じて対応をお願いします。 （介護保険最新情報 Vol.1225 問 99） また、モニタリングシート等の提出は必要ありませんが、運営指導時などでは確認を行う場合がありますので、適切に保管をお願いします。
13	福祉用具購入した場合、ケアプランは軽微な変更か、新たにケアプラン交付が必要か。	軽微な変更で対応可能です。
14	支持基底面が広い4点杖を購入したが、ADL 改善し基底面が狭い4点杖をレンタル or する購入することは可能か。	可能ですが、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断してください。 （介護保険最新情報 Vol.1261 問 5）
15	購入を選択された場合、事業所として情報開示（居宅・包括・病院関係）にされた内容は書面として保管が必要か。 また、福祉用具を提供する業者が意見確認を行っても良いか。 しかし、身体の動作に関わる医師や理学療法士と関わりのある利用者であれば意見も聞きやすいが、主治医が内科の医師としか関りがなかったりリハビリサービスを受けておられない方はどのような対応をすればよいのか。	選択制にあたっては、医師・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の意見が必要となりますが、聴取方法や様式に特段の定めはありません。 （介護保険最新情報 Vol.1261 問 7） しかしながら、知り得た情報については記録に残すこと、また、ケアマネジャーと連携を図り、主治医に意見を求めることが望ましいと考えます。

16	同一品目の再購入において、介護保険施行規則に「特別な事情」がある場合とあるが、八尾市での規定などはあるのか。	安全が保てないなど、現行通りの見解となります。
17	選択性の説明義務は、居宅介護支援事業所or福祉用具貸与事業所どちらか。	利用者の心身状況を把握しているのはケアマネジャーであり、福祉用具の専門知識を有しているのは福祉用具貸与事業所であるため、連携して対応すべきものと考えます。
18	以前から貸与を受けている利用者に選択制の説明(告知)をする義務はあるのか、また期限はあるのか。	説明(告知)の必要はあります。 期限については、次回のモニタリング時まで説明し情報提供を行ってください。
19	重要事項説明書に選択性の文書を記載するのか。(チェック欄などが必要か) (例)ふくせんから新たに出た【福祉用具サービス計画書】には購入選択制の説明を行った有無が追加されている。今後サービスを提供する事業所も対応が求められる。	国から示されていない限り、重要事項説明書への記載必要との判断には至らないと考えます。 また、様式は定めてませんが支援経過や計画書の中に説明した記録を残すことが望ましいと考えます。